

当別町介護保険ホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この訓令は、当別町介護サービス事業条例（平成12年当別町条例第4号）の規定により設置する当別町ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任及び訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員等は、要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の指定居宅介護サービス事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 当別町ホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 石狩郡当別町西町32番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数（指定訪問介護と指定介護予防訪問介護を兼務）、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士2名以上（常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級・2級課程修了者等 常勤換算2.5人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで
- (3) サービス提供時間等 午前7時から午後10時まで（年中無休）
- (4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(3) 通院等乗降介助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、当別町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービス提供責任者及び訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の原則禁止)

第11条 指定訪問介護及び介護予防訪問介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すること。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(委任)

第15条 この訓令に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。